

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

634号
2015

滋賀県各地でメーデーが開催されました



連合滋賀と一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会は、第86回滋賀県労働者統一メーデーを4月29日に県内4ヶ所で開催し、計5,600人が参加しました。中央集会は、ひこね市文化プラザで開催され、1,200人が参加しました。

式典では、初めに戦争体験者の証言映像の視聴が行われました。その後、『東日本大震災の被災地の復興と再生に向けて力を尽くすとともに、教訓を決して風化させることなく、安定的な雇用と安心な生活の確保に取り組んでいく』『労働者保護ルールの改悪阻止と「全世代支援型」社会保障制度の確立などを求め、その実現の

ための全国統一行動をスタートさせる』『働く者の力をより大きくしていくためにも、あらゆる職場で労働組合をつくり、多くの仲間を増やす』『志を同じくする仲間との連携により、STOP THE 格差社会！暮らしの底上げ実現に邁進し、「働くことを軸とする安心社会」への扉を切り拓く』などのメーデー宣言を採択し、『平和を守り、雇用を立て直す みんなの安心のため、さらなる一步を踏み出そう！』をスローガンとして確認しました。また、労働者派遣法の改悪をしないこと、実効ある長時間労働の抑止策を導入すること、労働時間規制の緩和につながる労働基準法の改悪をしないこと、公的年金制度の年金積立金の運用にあたって、労使の意思を確実に反映できるガバナンス体制を構築することを政府に要求する特別決議も採択されました。

また、滋賀県労連等を中心とする県民メーデー実行委員会は、第86回滋賀県民メーデーを5月1日に県内10ヶ所で開催し、計972人が参加しました。中央集会は、大津市の膳所城跡公園で開催され、350人が参加しました。今年のメーデースローガンを『働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう』とし、『8時間労働を守れ。派遣法・残業代ゼロなど労働法制改悪反対』『大幅賃上げ実現でくらしの改善、景気回復を』『時給1000円以上、全国一律最賃制の実現』などをメインスローガンに掲げ、参加者に団結を呼びかけました。その後、メーデー宣言で『労働時間法制の見直しは、メーデーの起源である8時間労働制を根幹から崩すものであり、ディーセントワーク実現という世界の流れに逆行するものである。春闘後半へ向け、職場・地域から生活改善に向けた賃上げと底上げ、制度政策要求の実現に向け粘り強くたたかっていく』ことなどが確認されました。参加者からは集会の後、デモ行進を行い『給料アップで景気を回復』『最低賃金引き上げて』『派遣やパートじゃ不安です』などを訴えました。



目次

表紙	メーデーが開催されました
P2	平成27年春の叙勲・褒章の受章者について 「雇用推進行労使会議チャレンジしが」開催報告
P3	ストレスチェックが義務になります！ 無期転換ルールの特例について
P4	「男女雇用機会均等月間」の実施について 28歳からのハッピーキャリアCafe参加者募集！
P5	社会保険労務士の訪問企業募集について 滋賀県男性の育休取得奨励金のご案内
P6	おうみの名工、おうみ若者マイスターの推薦について
P7	在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内 中小企業の人材育成のための相談・研修について
P8	優秀勤労障害者の表彰の推薦について 障害者ワークフェアしがを開催します 障害者雇用を応援します！
P9	「しがふぁみ」の協定事業所になりませんか シリーズ「がんと就労」
P10	労働委員会だより
P11	滋賀県労働相談所のご案内 平成26年賃金構造基本統計調査結果
P12	若手人材定着支援事業参加企業の募集について 「シニアジョブステーション滋賀」を開設しました

7月1日～7日は全国安全週間です

「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」

それぞれの職場で労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図りましょう！

平成27年春の叙勲・褒章の受章者について

本県の労働分野からお二人が受章されましたのでお知らせします。

旭日双光章

おりと かおる
下戸 薫 氏

労使関係安定功勞。昭和45年より労働組合役員として三洋電気労働組合、全日本電機機器労働組合連合会、日本労働組合総連合会滋賀県連合会の会長などの要職を歴任、県内の労働運動の発展に寄与されました。

滋賀県地方労働委員会委員等を務め労使の紛争解決や労働条件の改善などに尽力されるとともに、滋賀県労働者福祉協議会会長として福祉事業団体の育成強化等にも努められました。

黄綬褒章

かわい とおる
河合 透 氏

昭和46年より花勇（現（株）アルファフローリスト）代表としてフラワー装飾技能の向上に精励され、国内最大のフラワーデザイン競技会で優勝するなど、卓越した技能を有しておられます。

国内外のイベントに招へいされフラワーデザインの普及に貢献されているほか、自ら主宰するスクールで講師を務めるなど、精力的に後進の指導・育成に努められています。

第10回「雇用推進行労使会議チャレンジしが」が開催されました

滋賀県、滋賀労働局、連合滋賀、一般社団法人滋賀経済産業協会の4者で構成する「雇用推進行労使会議チャレンジしが」の第10回トップ会議が3月25日に県公館で開催されました。今回の会議では、平成23年10月に策定した滋賀県雇用推進プランの進捗状況を確認するとともに、現行のプランが平成26年度末で終期を迎えることから、平成27年度を初年度とする新しい滋賀県雇用推進プランが策定されました。

新プランでは、4者が共同して取り組む7つの柱を定め、相互に協力・連携して取り組むことが確認されました。

また、「女性の活躍促進」と「働き方改革の推進」については、最重点課題として取り組むことが確認され、意見交換の後、4者が一致協力して、雇用の推進と働きやすい滋賀の実現を目指すこととした共同宣言を行いました。



共同して取り組む7つの柱

- 1 若年者の自立に向けた就業・定着支援と正規雇用の拡大
- 2 女性の活躍が促進される職場環境の整備
- 3 障害者の雇用促進といきいきと働くことができる環境整備
- 4 高年齢者の豊かな知識や経験を生かした雇用の場づくり
- 5 新規成長産業の振興による雇用の創出および人材確保・定着
- 6 多様なニーズに応じた人材育成
- 7 安全で安心して将来に希望を持って働くことのできる職場環境の整備

ストレスチェックが義務になります (12月1日～)

労働安全衛生法が改正され、今年12月1日からストレスチェック制度が始まります。

常時50人以上の労働者を使用する事業場(※1)が義務で、それ以外は努力義務です。常時使用する労働者(※2)に対して、年1回以上定期に行わなければならない、今年12月1日の施行日から1年以内に1回目の実施が必要になります。

4月に省令や指針が制定されるなど、制度詳細が明らかになりました。「職業性簡易ストレス調査票」を配布し、各労働者が記入する方式が標準として示されています。

ストレスに関する情報は機微なものであるため、法律や指針などで厳格な情報管理が求められています。施行に向けて、準備は始めていますか？

滋賀労働局特設ページ

http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/_119396.html

【滋賀労働局 説明会予定】 ※参加申込方法や詳細は上記ページをご覧ください。

第1回 7月10日(金) 13:30～15:30 コラボしが21 (大津市打出浜2番1号)

第2回 7月17日(金) 13:30～15:30 ひこね燦ぱれず (彦根市小泉町648-3)

第3回以降 (日時・会場調整中)

【お問い合わせ先】 滋賀労働局労働基準部健康安全課 TEL077-522-6650

(※1) 産業医の選任義務のある事業場と同じ。

(※2) 一般健康診断の対象者と同様。

高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について

労働契約法では、同一の使用urerとの間で、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換する「無期転換ルール」が定められていますが、今般、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」(有期雇用特別措置法)が平成27年4月1日から施行され、

(1) 専門的知識等を有する有期雇用労働者(高度専門職)

(2) 定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)

について、その特性に応じた雇用管理に関する措置が講じられる場合に、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されることになりました。

有期雇用特別措置法の基本的な仕組み

①無期転換ルールの特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成します。

②事業主は、作成した計画を、本社・本店を管轄する労働局に提出します。

③労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行います。

④認定を受けた事業主に雇用される特例の対象労働者(高度専門職と継続雇用の高齢者)について、無期転換ルールに関する特例が適用されます。

【お問い合わせ先】 滋賀労働局労働基準部監督課 TEL 077-522-6649

第30回「男女雇用機会均等月間」の実施について

滋賀労働局雇用均等室

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について、労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としています。第30回目となる本年度においては、次の目標を掲げ、月間を実施します。

目標1：均等法の一層の周知徹底及び履行確保

とりわけ、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止及び母性健康管理措置の周知徹底

目標2：性別役割分担意識を払拭し、男女がともに豊かな生活と職業能力向上を両立できる職場環境整備が重要であることについての社会一般への定着

均等法が施行されて30年を迎え、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きく進展し、企業の雇用管理は改善されつつあります。しかし、依然として、第一子出産を機に約6割の女性が退職しており、女性の管理職比率も低い水準にとどまっています。

女性がキャリアをいかして様々な職域・職階で活躍できるようにするためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、妊娠・出産等を理由に退職することなく、子供を産み育てながら、能力を高めつつ働き続けられる職場環境を整備していくことが不可欠です。

●妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」「マタハラ」）を行うことは違法です！

●事業主は、妊娠中または出産後の働く女性が妊産婦検診を受けるための時間を確保し、その女性が医師等の指導事項を守ることができるための措置を講じる義務があります。

【お問い合わせ先】 滋賀労働局雇用均等室 TEL 077-523-1190

28歳からのハッピーキャリアCafe 参加者募集

今の時代は「仕事も結婚も妊娠も受け身では手に入らない」時代になってきています。

そこで、結婚・出産後も仕事を続けたい女性が、今後の具体的なビジョンを描けるよう、講座を企画しました。

自分の望む人生を歩むために、ぜひ気軽な雰囲気でのハッピーキャリアCafeに参加してみませんか。

第1回

働く女性のためのキャリア&ライフデザイン講座 ～どうすれば女性が幸せに働き続けられるのか～

- 日 時：平成27年7月11日（土）
14：00～16：00
- 講 師：白河桃子氏（少子化ジャーナリスト・作家・相模女子大学客員教授）

第2回

仕事も子育てもあきらめない！

～自分らしいハッピーキャリアを見つけよう～

- 日 時：平成27年9月12日（土）
13：30～16：30
- 講 師：堀江敦子氏
（スリール株式会社 代表取締役）

【参加対象者】これから結婚・出産・育児というライフイベントを迎える働く女性およびそのパートナー

【定 員】各回とも30名（先着順）

【参加費】各回とも無料（ただし自由参加の交流会のみ会費制 / 一人500円）

【会 場】カフェ + バル フィオーレ（草津市大路一丁目15-39 草津駅東口より徒歩4分）

【申込・問合せ先】滋賀県庁・女性活躍推進課

TEL:077-528-3770 FAX:077-528-4807 E-mail:fg00@pref.shiga.lg.jp

※その他詳細は、滋賀県庁・女性活躍推進課のホームページをご覧ください。

【HP】 <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/> [滋賀県女性活躍推進課](#) で検索

仕事と育児の両立しやすい職場づくりをしませんか

訪問企業募集中！
無料

専門家があなたの職場へアドバイスに伺います！

滋賀県社会保険労務士会では、仕事と育児を両立できる職場環境づくりを進めるため、「企業子育てがっちりサポート事業（滋賀県からの受託事業）」を行っています。

この事業では、労務管理の専門家である社会保険労務士が企業を訪問し、仕事と子育ての両立支援制度の案内や、取り組みについてアドバイスを行います。

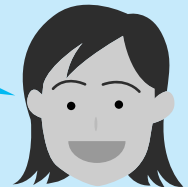
関心がある企業の方は、まずは下記まで是非お問い合わせください。

訪問先の対象：従業員100人以下の県内企業

【お問い合わせ先】滋賀県社会保険労務士会
TEL077-526-3760

時間外の削減
相談しよう

この機会に
就業規則の見直し
できたらいいな



滋賀県男性の育児休業取得奨励金のご案内

滋賀県では、企業における男性労働者の育児休業取得を促進するとともに、男性の育児休業の取得に向けた気運醸成を図るため、事業主が男性労働者に育児休業を取得させた場合に、当該事業主に対し、奨励金を支給します。

■主な支給要件

①従業員数が300人以下

②滋賀県ワーク・ライフ・
バランス推進企業への登録

③労働協約または就業規則の
中に育児休業に関する規定
がある

④初めて男性労働者が育児休業
を取得した事業所

⑤子が1歳2か月に達するまでの間に育児
休業を5日以上含み1週間以上の連続し
た休業・休日等を取得

⑥当該休業終了後、
原職に復帰



支給金額 1事業主に対して200,000円（1事業主、1回限り）

【お問い合わせ先】滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課 TEL 077-528-3770

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/dannseiikukyu.html>



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

①あっせんにより円満解決 ②あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
③早期解決 ④毎週土曜日開催で利用しやすい ⑤安い費用（3,240円）で解決

総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日
13：00～17：00

年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日
13：00～17：00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。Tel.077-526-3760/077-511-1480



広告

滋賀県社会保険労務士会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
<http://www.sr-shiga.com/>

平成
27年度

滋賀県技能者表彰(おうみの名工) おうみ若者マイスター ～推薦の受付について～

滋賀県では、優れた技能により、産業の発展や後進の育成指導に功績のあった方を「おうみの名工」として表彰しています。また、若い技能者の技能研さんの意欲向上や技能尊重の気運が醸成されることを目的として、「おうみ若者マイスター認定事業」を実施し、35歳未満の優秀な技能者を「おうみ若者マイスター」として認定しています。

平成27年度の「おうみの名工」および「おうみ若者マイスター」の推薦受付は、以下のスケジュールで実施する予定をしておりますので、県内の事業所等において推薦基準に該当する方がおられましたら、是非ともご推薦いただきますようお願いいたします。

【推薦受付・お問い合わせ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-528-3755

★平成27年度予定

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
おうみの名工	—	候補者の推薦受付			審査	表彰式
おうみ若者マイスター	候補者の推薦受付			—	審査	認定式

★推薦基準（平成26年度）※以下のすべての項目に該当する者に限ります

おうみの名工表彰	①県内に就業している者 ②全県を通じて優秀な技能を有し、後進の指導に努力し技能水準の向上に寄与した者 ③「滋賀県技能者表彰要綱」別表に定める職業部門、職業分類及び職種の従事者（現役） ④就業を通じて労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与した者 ⑤他の技能者の模範と認められる者等
おうみ若者マイスター認定	①県内に居住または勤務している者 ②4月1日時点で35歳未満であり、対象職種に従事している者 ③技能検定1級以上または単一等級に合格した者 ④技能五輪・技能グランプリ全国大会において入賞経験がある者、それと同等以上の技能を有することが客観的に認められる者等

※平成27年度の表彰および認定の基準等の詳細については、要綱などをご確認ください。

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。 広告



はたらくみんなの
金融機関、
近畿ろうきん。



<http://www.rokin.or.jp>

お客様センター ☎0120-191-968

月曜～金曜9:00～18:00(土曜・日曜・祝日、12月31日～1月3日は除く)

すべての勤労者の **笑顔** のために

在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース

- 機械系（普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育など）
- 電気系（第二種電気工事士受験準備、電気主任技術者のための知識など）
- 建築系（JW-CAD、建築測量、早描き建築室内パースなど）
- 制御系（有接点リレーシーケンス制御、PLC制御、油圧・空気圧制御など）

◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が開催するコース

機械関係（実践機械製図、製造技術者の油圧実践技術、製造技術者の空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場で使う品質管理技法、製造現場における工程管理技法と改善、エレクトロハイドロ技術、切削加工検証（旋削編）、旋盤高精度加工技術、熱処理と表面硬化技術など）

電気・電子関係（実践電子回路計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	
施設	高等技術専門校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/		ポリテクセンター滋賀HP http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html 滋賀職能大HP「2015能力開発セミナーガイド」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html	

中小企業の事業活動を担う人材育成のために

『中小企業人材育成プランナー』が人材育成に関する相談や企業ニーズに合った研修などを実施しています。



【平成27年度の研修予定】

《新入社員から中堅まで広く支援》 《基本の力を強化》 《受講は無料》

研修テーマ	開催地域 (場所)	受講 対象	定員	時期		ねらい	内容
				募集	研修日		
第1回 職場の基本力	湖西地域 (高島市)	若手 ～ 中堅	25	6月～ 8月	8月26日	○自己管理、対人関係、業務遂行の基本力を強化 特に職場で力を発揮するためのスキルを習得	・入社後の振り返り ・プロの心構え ・職場での自己管理 ・職場でのビジネスマナー ・職場コミュニケーション ・報連相のコツ ・論理思考法 ・上司と部下のケーススタディ ・目標設定
第2回 職場の基本力	湖東/湖北地域 (彦根市)			8月～ 9月	10月7日		
第3回 ビジネスの基本力II	甲賀地域 (甲賀市)			9月～ 11月	11月25日		
第4回 ビジネスの基本力II	湖南地域 (守山市)			12月～ 1月	2月10日		

各研修会の案内は随時本校(下記)ホームページに掲載します。

お問い合わせ先

滋賀県立高等技術専門校 草津校舎 (テクノカレッジ草津)
中小企業人材育成プランナー 安田 (TEL:077-564-3296)
<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/#tyusyokigyoujinzaikusei>

優秀勤労障害者の表彰に該当する方をご推薦ください！

推薦期日
H27.6.30

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構は毎年度、障害者雇用の重要性を理解し、雇用の促進と職業の安定に積極的に貢献している事業所、団体および長年にわたり勤続し職業人として業績を挙げている個人の努力を讃えるため表彰を行っています。

事業所に表彰条件を満たす方がおられましたら、推薦をお願いします。

詳細は県のホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/shougaishakoyou/tijihyousyou.html>)

1. 優秀勤労障害者の表彰条件

滋賀県知事表彰…7年以上同一事業所に勤務し、業績を認められた者等
または7年未満でも特に優秀と認められた者等

機構理事長努力賞表彰…3年以上同一事業所に勤務し、模範的な職業人として業績を挙げ、同僚等から敬愛されている者等

2. お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 担当者：浅田 TEL：077-528-3759

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部高齢・障害者業務課

担当者：澤、丹羽 TEL：077-537-1214

「障害者ワークフェアしが」を開催します！

参加費無料

滋賀県、滋賀労働局、機構では県内企業や県民の方に障害者雇用に関心を持っていただく機会として「障害者ワークフェアしが」を毎年度実施しています。今年度は表彰式（障害者雇用の促進に貢献した事業所等）と障害者雇用シンポジウムを行う予定としております。詳細につきましては、後日、県のホームページ等に掲載いたします。皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

◎日 時：平成27年9月8日（火）13：00～

◎場 所：栗東芸術文化会館SAKIRA 中ホール（栗東市糺2丁目1-28）

事業主の
みなさまへ

障害者雇用を応援します！

滋賀県は、障害者働き・暮らし応援センターやハローワークと連携しながら障害者雇用の推進を行っております。

滋賀県では、障害者雇用の推進に向けた各種助成金等の制度や、各支援機関の連絡先等の情報を掲載した冊子を発行しております。

冊子は県のホームページに掲載しておりますので、ぜひ一度ご覧ください。

○掲載先URL

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/shougaishakoyou/syougaisyanokoyousyuurousokusinn.html>



家庭の教育に企業のを!!

～子どもの育ちを支える取り組みの輪が広がっています!～

しがふぁみ（滋賀県家庭教育協力企業協定制度）とは

滋賀県教育委員会では、未来を担う子どもたちを育てる大切な営みを、社会全体で支え合うため、企業および事業所と協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取組を推進しています。

**1,375事業所と
協定を締結しています!**
(H27.5.1現在)



協定を結んだ企業には

- ポスターの掲示など、家庭教育についての従業員への啓発
- 中学生や高校生の職場体験の受け入れ、体験学習等の支援
- 参観日などに保護者が学校へ行きやすい職場づくり
- 子育てについて学ぶ機会となる学習講座の開催などに取り組んでいただいております。

詳しくは

お問い合わせ先 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課
電話：077-528-4654
FAX：077-528-4962
Eメール：ma06@pref.shiga.lg.jp

あなたの企業・
事業所も、
ぜひご加入
ください!



シリーズ「がんと就労」part1 がんの理解と検診のすすめ

大人ももらおう! 大事なからだの成績表



滋賀県健康づくりキャラクター
「しがのハグ&クミ」

がんは早期発見すれば、90%以上が治ると言われていることをご存じですか。がん検診は、がんの「予防」および「早期発見」のために重要です。「元気だから」と油断せず、毎年がん検診を受けましょう。

また検診の結果、要精密検査と判定されても「症状がない」、「健康」などの理由で精密検査を受けない方がいます。早期発見できるはずのがんを放置することになるため、必ず精密検査を受けましょう。

がん検診は、職場やお住まいの市町などで実施しています。

お勤めの職場にて、定期的ながん検診を受診できる方は、欠かさず受け、早期発見に努めましょう。職場で受診できない方は、お住まいの市町で受けることができます。各市町で実施しているがん検診は、以下の5つです。

検診内容		対象者
大腸がん	自分で便を取って提出する検査	40歳以上の男女
肺がん	胸のレントゲンにより肺の病変を診断する検査	〃
胃がん	レントゲンで胃の小さな病変を映し出す検査	〃
乳がん	マンモグラフィで1cm以下のしこりも発見する検査	40歳以上の女性
子宮頸がん	子宮の入り口の細胞をとり、異常がないかを調べる検査	20歳以上の女性

受診先により対象年齢や自己負担額は異なるため、お問い合わせください。

詳しくは、滋賀県のがん情報サイト「がん情報しが」をご覧ください。
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/ganjoho/index.html>)

【お問い合わせ先】
滋賀県庁健康医療課がん・疾病対策室
TEL:077-528-3616

労働委員会
だより

労使間のトラブル 労働委員会が解決のお手伝いをします！

労働委員会の役割

労働委員会は、当事者間では解決が困難になってしまった労働組合または労働者個人と使用者との紛争を中立・公正な立場で解決し、健全な労使関係を形成するためのお手伝いをする専門的な機関です。

労働委員会の紛争解決制度

◇労働組合と事業主の紛争解決

①不当労働行為の審査

使用者が労働組合法で禁止されている不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または組合員は救済を申し立てることができます。

例 組合活動を理由に不利益な取扱いを受けた、団体交渉を申し入れたが応じてもらえない、組合結成や運営に対し嫌がらせを受けた、など。

救済申立てがあると、審査を行い、不当労働行為があったと判断された場合、これを是正するよう命令を発します。また、当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、和解を勧めます。

②労働争議のあっせん*

当事者間での話し合いによる自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聞き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例 賃金や一時金の交渉が解決しない、休暇制度等の労働条件の変更で紛糾している、人員整理、配置転換等で労使合意が得られない、など。

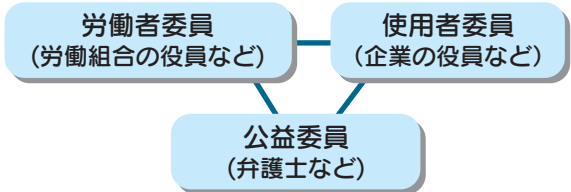
◇個々の労働者と事業主の紛争解決*

労働者個人と使用者との間で労働条件に関するトラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聞き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例 賃金を一方的にカットされた、突然解雇を言い渡された、配置転換（出向）を命じたが、拒否された、など。

※労使どちら側からでも申請ができます。

労働委員会の構成



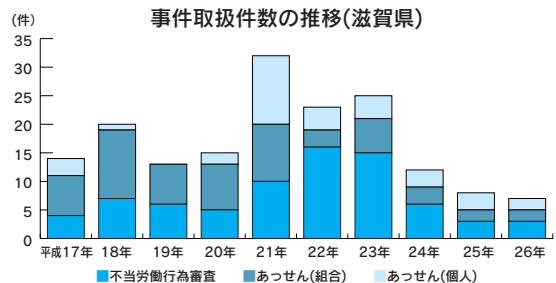
労働委員会は、公益・労働者・使用者それぞれの立場を代表する3者の委員(各側5名)で構成されています。

労働委員会の活動状況、相談事例

平成20年のリーマンショック後、下図のとおり滋賀県では不当労働行為審査等の紛争の件数が増加しましたが、その後は落ち着いてきています。

しかしながら、労働委員会に寄せられる労使間のトラブルに関する相談件数は、横ばいもしくは増加の傾向にあります。増加している要因としては、近年急激に進行した非正規労働者の増加が挙げられ、労働者からの雇止めなどによる相談事例が増加しています。

このようなことから、労働委員会では、労使間のトラブルの未然防止や自主的解決の促進のため、毎月定例で行う無料労働相談や10月の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」において集中的に行う無料労働相談を実施しているところです。



無料労働相談の実施

労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員が三者一組となって相談に応じます。

◇月例労働相談

- 毎月第4金曜日に実施しています。
- 事前に予約（10日前まで）が必要です。
- 場所：滋賀県労働委員会（県庁東館5階）

◇10月開催の労働相談会

- 県内各地数力所で実施します。詳細が決まりましたら、別途お知らせします。

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577
 大津市京町四丁目1-1（県庁東館5階）
 TEL：077-528-4473
<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

滋賀県労働相談所のご案内

労働に関する疑問・トラブルはありませんか？

「明日から来なくていい」と言われた。 残業手当を支払ってくれない。
有給休暇をとれない。 職場でケガをしてしまった。どんな給付が受けられる？
労働組合から団体交渉を求められている。どう対応すればいい？

労働者・事業主を問わず、専門の相談員が相談に応じます。

相談無料、秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください。

面談（事前にご予約が必要です）・電話のいずれの相談もご利用になれます。

◇開設時間

月曜～金曜（平日） 10時～20時（12：30～13：30、15：00～15：15除く）
（祝日） 17時～20時
土曜・日曜 10時～16時（12：30～13：30除く）

◇電話番号

077-511-1402
0120-967164（フリーアクセスは、滋賀県内の固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です）

相談員の勤務上の都合などで、一時的にご利用いただけない場合がありますので、ご容赦ください。

滋賀県労働相談所

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階

JR琵琶湖線「膳所」駅より徒歩15分、京阪電鉄「石場」駅より徒歩3分

平成26年賃金構造基本統計調査結果について

この調査は、主要産業に雇用される労働者についてその賃金の実態を明らかにするため、平成26年6月分の賃金等（賞与等特別給与額は平成25年1年間）について厚生労働省が調査したものです。調査の詳しい内容については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。

※1,2は10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所についての集計結果です。

※本調査における賃金とは全て平均所定内給与額です。

※所定内給与額とは、6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交代手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいいます。

1. 一般労働者の主な産業別賃金

（単位：千円）

	男 性							女 性						
	産業計	建設業	製造業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	医療、 福祉	サービス業（他に 分類されないもの）	産業計	建設業	製造業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	医療、 福祉	サービス業（他に 分類されないもの）
全国計	329.6	332.0	316.2	275.7	338.4	338.3	276.7	238.0	229.7	206.3	210.6	232.6	248.0	211.7
滋 賀	319.5	330.6	323.9	266.8	315.8	331.3	256.3	227.2	230.2	214.0	191.8	217.4	245.5	198.4

2. 短時間労働者の主な産業別1時間当たり賃金

（単位：円）

	男 性						女 性					
	産業計	製造業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食サービス業	サービス業（他に 分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食サービス業	医療、 福祉	サービス業（他に 分類されないもの）
全国計	1,120	1,186	1,132	1,012	941	1,136	1,012	917	939	912	1,231	989
滋 賀	1,085	1,303	1,055	927	931	1,170	986	943	938	903	1,176	968

注：上記1, 2の産業計は日本標準産業分類に基づく16大産業の計です。



滋賀県若手人材定着支援事業 参加企業募集のご案内

若手人材定着支援とは…

将来を担う若者等が意欲と誇りを持って就労し、安心して働けるよう、企業の就労環境向上を目的として、オムロン パーソネル株式会社が滋賀県から受託し実施します。職場づくりや人材育成をはじめ、社員の定着に繋がる就労環境の改善について、様々な支援メニューでサポートします。

支援対象

若手人材の定着にお悩みがある企業

滋賀県に本社のある企業

お問い合わせ先

滋賀県若手人材定着支援事業 受託事業主 オムロンパーソネル株式会社

ご利用時間 / 【月～金】午前9時～午後5時 土・日・祝・年末年始は休業

TEL 077-588-9700 FAX 077-588-9902

〒520-2362 滋賀県野洲市市三宅686-1 オムロン野洲事業所内

詳細はHPをご参照ください。 <http://www.shiga-sampo.org/teicyakushien/>

～中高年の輝きたい・働きたいを応援します～



「シニアジョブステーション滋賀」を開設しました

男女問いません

相談無料

☆所在地 大津駅前滋賀ビル5階
(大津市梅林1-3-10、大津駅北口から徒歩2分)

☆利用時間 9時～17時 (受付は16時まで)
※土・日・祝日・年末年始は休業

☆対象 概ね45歳以上の方

☆特徴

ハローワーク大津	求人検索、職業相談、紹介状の発行、訓練等の情報提供
シニア相談コーナー (滋賀県による委託業務)	適性診断や性格診断、個別コンサルティングや支援プラン作成、各種セミナーや面接会の実施 (起業や市民活動参加への相談にも応じます)
カウンセリングルーム	福祉のお仕事出張相談や模擬面接や個別相談



☆お問い合わせ先 シニアジョブステーション滋賀
TEL077-521-5421

★この施設は滋賀県と滋賀労働局が一体的に運営しています

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL : 077-528-3751 FAX: 077-528-4873
<http://www.pref.shiga.lg.jp/>
E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp